

令和6年4月1日から次の2つの業務を始めます。

非住宅の建築確認・検査

対象:床面積の合計が500㎡以内のもの

→ 島根県内全域の全用途の申請をお受けできます。対象は、床面積の合計が500㎡以内の建築物です。

省エネ適判

対象:床面積の合計が10,000㎡未満の建築物

区域:島根県内全域

【 お問い合わせ 】

(一財)島根県建築住宅センター 審査課

TEL:0852-33-7238

E-mail:shinsei@shimane-bhc.or.jp